

小松市地域防災計画改定について

小松市地域防災計画改定の概要

1. 背景

- 県における地震被害想定の見直し
- 国・県における、令和6年能登半島地震を踏えた、課題の整理や検証の実施
- 上位計画である防災基本計画、県地域防災計画の改定
- 「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の実現に向け、いつ起こるか分からない大規模災害に対応できるように小松市地域防災計画の改定が必要
- 県の分析データを基に、専門的知見からの検討が必要であり、専門委員会を設置し検討を行う

石川県 地震被害想定の見直し

県地震被害想定調査

小松市に影響の大きい

福井平野東縁断層帯

森本・富樫断層帯 など 9断層 を対象

調査結果公表（R7年度）

人的・建物・ライフライン被害、生活機能支障など約40項目を定量評価



県地震被害想定調査 対象断層

2. 検証に採用した地震被害想定

- 想 定：福井平野東縁断層帯主部（北に震源）最大震度7（M7.6）想定シーン（冬、夕18時、強風）
- 避難者数：発災1週間後避難者数32,932人（避難所避難者16,466人、避難所外避難者16,466人を想定）
- 参 考：避難所避難者数：発災当日・1日後：14,378人⇒1週間後：16,466人⇒1ヶ月後：7,189人
※これまでは、避難所避難者数22,000人を想定

3. 主な改定のポイント『3本柱』

1 避難者数に応じた避難所の適正配置

- 避難者数に応じた指定避難所の配置の見直し
- 孤立集落の整理

2 避難環境の整備と被災者支援の強化

- 避難所運営・避難所カルテの作成
- 避難所環境の充実

3 公的備蓄・個人備蓄・流通備蓄の充実

- 時間経過に応じた公的、家庭、流通備蓄の考え方
- 必要備蓄量の整理

4. 避難所等の環境整備に関する専門委員会

- 目的 石川県地震被害想定の見直しや令和6年能登半島地震における課題や教訓、社会的な要請を踏まえ、実効性のある地域防災計画の改定を行うため、小松市における避難所等の環境整備について専門家による協議・検討を実施。
- 委員 金沢大学青木准教授を委員長とし、保健福祉専門職の方や女性防災士、民間の物流事業者など10名で構成
- 開催状況 計5回開催（内1回は書面開催）

1. 主な改定のポイント

■ 避難所避難者数を基に指定避難所の収容率の算出及び適正化

- 避難者一人当たりの面積を3.5㎡で算出

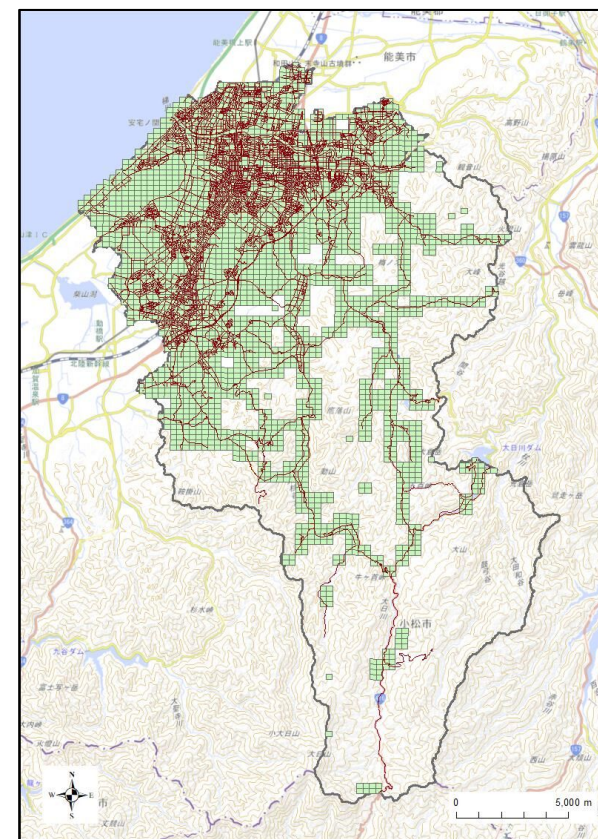
⇒ スフィア基準参考

※スフィア基準：人道支援の分野で使われる国際的な最低基準。
災害や紛争などの緊急時に、人が尊厳を保って生活するために必要な水・衛生・住まいなどの目安。

- 環境改善及び安全性の観点から、指定避難所を集約・廃止
- 避難者数に応じた指定避難所等を追加
- 被災者支援（車中泊など避難所外避難等を含む）の充実及び物資支援、情報収集の強化を図るため、拠点となる指定避難所の指定
- 孤立集落等に対応した届出避難所（一時避難所）制度の運用開始
- 収容人数の超過や学校再開、地域の身近な避難所として、予備避難所の追加
- 帰宅困難者対応の周知（事業所、空港、駅など）

表 時間経過に応じた一人当たりの面積

時間経過	一人当たりの面積（出典）
発災当日・1日後	2.0㎡（小松市避難所運営マニュアル 地域版）
発災1週間後	3.5㎡（スフィア基準参考）
発災1か月後	3.5㎡ 追加で通路確保



避難者数メッシュデータ

2. 指定避難所の配置見直し

■指定避難所の配置見直し方針

- 指定避難所の追加指定等の要否を検討し、下記条件に該当する指定避難所の廃止・集約

- ① 土砂災害（特別）警戒区域内に位置する指定避難所
- ② 近隣に複数位置している指定避難所
- ③ 校下・地区内に、避難環境が整っている別の指定避難所がある
- ④ 維持管理に支障がある指定避難所

■指定避難所の配置見直し結果

- 空調設備等がある2施設を指定避難所に追加
 - 上記①～④の条件に合致する16施設を指定避難所から除外
- 旧) 67施設 ⇒ 新) 53施設
- 発災1週間後の避難者において、いずれの校下・地区も中学校校下で収容可能

種別	施設名
追加 (2施設)	芦城センター、小松大谷高校
除外 (16施設)	北部地区体育館、團十郎芸術劇場うらら、小松北高校、小松産業技術専門校、国府地区体育館、中海地区体育館、 旧金野小学校、小松特別支援学校、西俣自然教室、丸山研修センター、旧波佐谷小学校体育館、木場小学校、 木場潟スポーツ研修センター、栗津小学校、小松大学栗津キャンパス、南部地区児童体育館 ※このうち7施設は「予備避難所」に変更（P9に記載）

2. 指定避難所の配置見直し（結果）



2. 指定避難所の配置見直し（結果）



3. 新たに定義する避難所

避難所区分	定義	運用等
指定避難所 (拠点) (14施設)	指定避難所のうち、<u>地域のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位に設ける地域の拠点となる避難所</u>。 周囲の予備避難所や自主避難所との一体的な運用や、空調設備等の避難所環境、収容人員、道路アクセス等の条件を考慮し指定する。	<開設条件> 洪水、地震、土砂災害のいずれの災害においても、発災初期段階から他の指定避難所同様に開設する。 <運用> 中学校下内の避難所外避難者への物資の提供や避難者の状況の集約、市災害対策本部との情報共有の拠点とする。 <対象施設> <u>小松高校、第一小学校、末広体育館、安宅中学校、板津中学校、小松市民センター、苗代小学校、今江小学校、串小学校、国府小学校、中海中学校、南部中学校、こまつドーム、松東みどり学園</u>
届出避難所 (一時避難所)	市の指定する避難所に至る前の中継拠点などとして避難者が一時的に使用する公民館等の施設。 <u>町内会等から事前申請のあった施設について、災害リスクの有無等の条件を満たす施設を、市にて登録する。</u>	<開設条件> 事前に避難所として登録された公民館等の施設において、発災後、避難者が道路閉塞等により指定避難所まで到達できない場合等、一時的に避難が必要な場合に開設する。 <運用> 自助・共助の観点から地域の自主防災組織あるいは町内会等で運営する。
予備避難所 (8施設)	災害の規模に応じて、<u>市災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所</u>。一方で、地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内の避難場所（一時避難所）として活用することもできる。	<開設条件> 避難者が多数になり、指定避難所への受入れが困難となった場合または、学校施設となっている指定避難所で学校再開のために避難者に二次避難を促す必要が生じた場合に、当該避難者を受け入れるために開設する。 <運用> 予備避難所として開設することとなった場合、市職員を派遣する。近隣の指定避難所等から避難者を受け入れる。近隣の指定避難所に派遣される職員と協力して避難者の受入れや物資の手配を行う。 <対象施設> <u>北部地区体育館、国府地区体育館、中海地区体育館、旧金野小学校、木場小学校、南部地区児童体育館、西俣自然教室、サイエンスヒルズこまつ</u>

1. 主な改定のポイント

■避難所の生活環境と女性や要配慮者等に配慮した避難所運営

- 女性、障がい者等の視点やプライバシーに配慮した避難所カルテの作成及び備蓄の調達
- 指定避難所の環境に応じた備蓄、資機材の確保
- 避難者のトイレ確保の基本的な考え方を整理（スフィア基準の適合を目指す）
- 共助と連携した避難所運営の推進（自主防、防災士、協議会など）
- 孤立集落等の支援の検討（物資、通信など）
- デジタル技術を活用した避難者情報の把握及び継続的な支援の確保
⇒避難所管理システム導入、衛星通信（スターリンク）、新物資システムの運用など

2. 被災者支援の強化策の検討

■避難者へのトイレ確保

- 避難所のトイレ数は、スフィア基準に適合するように、段階的に確保。

項目	発災1日目	発災2日目	発災3日目	発災4日目	発災5日目	発災6日目	発災7日目以降
基数	避難者75人当たり1基 (阪神・淡路大震災時に苦情がほとんどなくなった基数)				避難者50人 当たり1基		避難者20人 当たり1基

2. 被災者支援の強化策の検討

■デジタル技術の活用

- デジタル技術として下図のシステム等を導入・活用し、円滑な被災者支援を目指す



■避難所カルテの作成

- 指定避難所ごとに作成し、円滑な避難所運営を図る
- 避難所へのアクセス、緊急時 連絡先、避難所設備の状況、避難所レイアウト、施設写真等を掲載
- レイアウトの検討は、**女性や要配慮者用のスペースの確保に配慮**

小松市避難所カルテ (抜粋) 作成時点: 2026/●/●

基礎情報					
避難所No.	1				
施設名	稚松小学校				
校下・地区	稚松校下				
住所	小松市殿町2-7				
構造	〇〇〇〇				
建築年月	〇〇〇〇	階数	4		

施設管理・緊急時対応					
施設電話番号	0761-22-8571		施設FAX	0761-22-8570	
管理者リスト					
No	氏名	所属(役職)	居住地	自宅電話	携帯電話
1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
デジタルキーボックス管理者					
No	氏名	所属	居住地	自宅電話	携帯電話
1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
デジタルキーボックスの位置					
市担当窓口連絡先			電話	24-8150	〇〇-〇〇〇〇 (災害時専用)
			FAX	24-8153	屋外拡声子局 〇〇〇〇

避難所運営について

稚松小学校 4階 外観

配置図

避難所使用レイアウト図

講堂(1階): 居住者スペース

倉庫

玄関

備蓄物資・資機材

備蓄品保管スペース	屋内 場所	〇〇〇〇〇	面積	〇〇 m
	屋外 場所		面積	m

1. 主な改定のポイント

■避難者数に応じた備蓄量の検討及び備蓄計画の策定

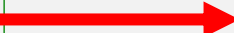
- 備蓄支給対象者は避難者（避難所避難者・避難所外避難者） 32,932人
- 時間経過に応じた公的・個人（家庭）・流通備蓄の支援
 - ・発災当日（市+家庭） ⇒2日目・3日目（市+家庭+市内流通） ⇒4日目以降（国+県+流通（市内外））
- 備蓄する品目の充実（10品目（基本8品目+2品目で整理））
- 被害状況に応じた物資の配送ルート、拠点、荷捌き等の充実
- 応援協定の拡充・強化（食事の提供、生活必需品など）
- 市備蓄計画の策定、個人（家庭）・地域・企業備蓄の周知

2. 市の基本方針

■備蓄物資確保の基本的な考え方

表 時間経過に応じた考え方

凡 例：  必須  必要に応じて

項目	発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目	発災5日目以降
公的備蓄（市）					
市内の流通備蓄					
家庭内備蓄					
救援物資（国等）					

- 発災から3日間までの備蓄を「公的備蓄・市内の流通備蓄・家庭内備蓄」で確保するよう努める

2. 市の基本方針

■備蓄物資の支給対象者の条件（市が確保する備蓄量の算定）

- 支給対象者：避難者数（避難所避難者・避難所外避難者）32,932人
- 1日あたりの支給回数：3回 最低限3食の食事を確保する観点から、主食+飲料水を確保配慮が必要な方への物資は別途算定
- 支給期間：発災当日～発災3日目（3日間）

3. 必要品目・数量等の検討

■備蓄物資の必要品目・数量、支給方法

- 内閣府が「被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）」と定める品目に加え、飲料水と乳児向けの哺乳瓶を加えた10品目を「重要備蓄品」とする

表 市として備蓄を推進すべき重要備蓄品

食料・飲料水	①食料＊ ②乳幼児ミルク及び液体ミルク＊ ③飲料水
生活必需品	④毛布＊ ⑤哺乳瓶 ⑥乳幼児おむつ＊ ⑦大人用おむつ＊ ⑧生理用品＊
トイレ対策	⑨携帯トイレ＊ ⑩トイレットペーパー＊

＊国のプッシュ型支援 基本8品目に該当するもの

3. 必要品目・数量等の検討

■避難所運営に必要な設備・資機材の検討

備蓄状況	避難所区分	避難所ごとの考え方
充実  	指定避難所 (拠点)	・中長期的に避難生活を送ることができるよう、必要な 設備・食料・資機材を充実 させる
	指定避難所	・被災者が一定期間生活するために必要な設備の整備や避難所開設・運営に必要となる 最低限の食料・資機材を備蓄
	届出避難所 (一時避難所)	・地震等に伴う道路閉塞により指定避難所に到達できない可能性のある町内会等の届出避難所については、市により情報通信設備、発電機、トイレ、毛布等の 備蓄品の支援を検討
	予備避難所	・ 原則として現状の設備を活用 し、食料・資機材等は備蓄しない

■流通備蓄の確保

- 発災から3日間は、市内流通備蓄として協定事業所の民間備蓄を確保し、供給を受ける。発災から4日目以降は、市外の協定事業所の民間備蓄も確保し、不足する物資や資器材の供給を受ける。
- 今後、**市内のスーパーやドラッグストア等を中心に協定締結を推進**。

■家庭内、企業内備蓄の推進

- 各家庭において、**家族の人数分の家庭内備蓄を最低3日分、可能であれば1週間分を備蓄する自助の取り組みを推進**
- 企業内においても、**最低3日分、可能であれば1週間分備蓄することを推奨**

- 地域防災計画の改定に引き続き、関連する各種計画・マニュアル等の改定を順次進める。
- 新たな届出避難所制度や避難所再配置、備蓄計画など、地域防災計画の改定内容の市民への周知を強化する。
- 自助・共助による防災意識を高めるため、地域の防災訓練をはじめ、自主防災組織の活性化や防災士の育成、地区防災計画や個別避難計画の推進などにより地域防災力の向上を図る。
- 地域防災計画は、市の対策だけでなく、市民、事業者、防災関係機関等の役割も掲載していることから、相互の連携や協力により大規模災害にも対応できる体制の充実に取り組む。
- いつ発生するか分からない大規模災害に備え、市民の安全・安心を最優先に、「災害に強いまちづくり」を市民と共に取り組んでいく。